

遣新羅使歌の百済系の歌主と八幡神(下)

——豊前の浜の漂流船——

高 橋 庄 次

4 八幡神の放生会と行幸会

以上の考察(前号)によつてクローズアップしてくるのが、宇佐八幡宮の元社と言われる下毛郡(前号に掲出の第三図)の大貞八幡宮(薦社)である。中野幡能は「宇佐国の地域は上毛・下毛・宇佐の三郡であつたらうと想像される。したがつてその三郡の中心は当然、下毛郡になつてくる。」⁽¹⁾ことを指摘し、さらに岡為造の大字佐田説を發展させて、「帰化人は、多く『——勝氏』として秦氏の部族となり、この秦部の技術により、かつては山国川(御木川)の支流であつたと考えられる川の堤防がきずかれ三角池ができ、宇佐国に彼らの技術による水田『大字佐田』大貞⁽²⁾が生まれた。」と説く。

それにしても分間浦に臨む扇状地の水田へ⁽³⁾大字佐田⁽⁴⁾大⁽⁵⁾

貞⁽⁶⁾のイメージはなかなか魅力的だ。「八幡宮の創祀の地は下毛郡薦社」とするこの説は支持されてよいだろう。それは、宇佐国の中心を成した下毛郡の祭祀の中枢が大貞⁽⁷⁾の薦社だつたということにほかならない。だから、宇佐八幡宮の「海を祭る神事放生会(中略)の祭事の中心は、上毛郡吉富の古表社と下毛郡伊藤田の古要社であり(中略)いずれも薦社に所属していた」という中野発言が重要な意味をもつてくる。この放生会は行幸会と共に宇佐八幡宮の二大神事を形成していた。

放生会の起源については諸説があるが、中野はそれを次表のようにまとめて、その史料について『政事要略』は記録としては信憑性の高いものであり『弥勒寺縁起』は史料中最も古いもので、「養老四年の託宣で始まつたと考えてよいであろう。」⁽⁸⁾という。

託宣年	始行年	史料
養老四年	養老四年	政事要略・弥勒寺縁起
養老六年	神龜四年	永弘文書・諸神記・二十二社註式
神龜元年	天平十六年	法鏡寺文書・北文書・応永造宮記

『豊前志』七之巻の「八幡古表社」の条に、「吹出高浜ふきでのたかばまにあり。祭神息長帯比売命よしまながなしひめのみこと（中略）自三広津洲崎ひろつしづさき（重春云、俗に八月十三日神興及傀儡子、奉乗船、到三和間海上よさき）（重春云、宇流末、水崎村、奏三細男、伎楽）と放生会について述べ、また「宇佐宮寺造宮日記放生会の処に、古表船二艘、一艘は下毛郡千間名之所役也、一艘は上毛郡吉富郷所役也とあり。古表船二艘とは、一艘は今の古表社、一艘は下毛郡伊藤田村古要社なり。古要を古くは古表と云へり。」と注記している。

『託宣集』（靈巻五）には、「八月十四日大菩薩遷三行和間浜、入三御頓宮。（中略）十五日潮半満之時、大菩薩出三御于浮殿。法蓮和尚等導師已下勤行、唱三放生陀羅尼、令誦三大乘經文。此間、買三放鱗貝生命。（中略）久々津儺出（中略）浮海上、音々伎楽奏于船頭。」と、放生会の後半部分を書き記す。

これによると先ず放生会は、八月十三日に神功皇后を祀る古表社の神興と傀儡子とを乗せた古表船が山国川河口の

広津の洲崎（古表崎）から出、さらに古要社の古表船が犬丸川河口の今津からそれぞれ船出して宇佐郡の和間浜に至る。十四日に八幡神が宇佐本宮から和間浜の頓宮に入る。十五日に八幡神は和間浜の浮殿に出座、放生陀羅尼を唱しつづ魚介類を放ち、先の古表船二艘が浮殿の前で傀儡舞を奉納する。これが放生会の次第である。宇佐郡の和間浜の浮殿は、寄藻川河口の海中に突き出る型に造られ、橋で結ばれていたことは古図でも知られるが、現在その浮殿遺跡は内陸に変わっている。つまり、宇佐八幡宮の放生会の祭儀の中心は、遣新羅使船が天平八年に船泊まりした分間浦の、東端と西端から出た古表船二艘の傀儡舞の細男（才男・青農）であつたわけである。この細男はやがて宮廷に入つて神楽となる。朝廷との関係の深さがここにも見られよう。

ところで『管内志』（下毛郡）の「分間浦」の条に「和間、浜は宇佐の浜のことなり。分間とは別か、なほよく考ふべし」とあつて、その書き様には当惑の色が見える。遣新羅使船が入つた下毛郡の分間の浦をワマと訓めば、放生会の行われた宇佐郡の和間の浜になつてしまふからである。『豊前志』十之巻（宇佐郡下）の「和間浜」の条に、「此の浜に古表崎と云ふ所あり。是れ古表社の御船の着きし地なりと云ふ」とある。古表社の船が古表崎から船出して宇佐の和間浜に着いた所を特に古表崎と呼んでいるのである。それな

ら分間浦の古表船二艘が中心になって行われる宇佐の和間浜の放生会はどうなのか。宇佐の放生会の地(和間)の浜は(分間)の浦に由来する名称だったのではないか。つまり、分間浦の東西両端から出た古表船二艘が放生会の神遊びをした浜だから宇佐郡の方も和間(分間)の浜と呼ぶようになったのではないか。そう考えると『管内志』の当惑も消えることになる。

この古表船二艘を出した古表社と古要社は、下毛郡大貞の薦社に所属する姉妹社であった。宇佐八幡宮のもう一つの神事(行幸会)はこの薦社を中心とした祭儀である。行幸会は永弘文書によると天平勝宝元年に始まったとされているが、これは宇佐八幡神が東大寺大仏をめぐる活躍の年(統紀)に合わせただけの説で信憑性はなく、行幸会はそれ以前から行われていた古い祭儀だと(9)中野はいう。

万葉時代の薦社には神殿はなく、三角の池に生える薦が神体であった。富来隆は「三角ノ池みすみ薦も池が、じつは大貞八幡の内宮であつて、池中に鳥居が立ち、正面に見える池中の真菰が御神体なのである。」⁽¹⁰⁾という通り、大貞の薦社は八幡宮の最も古い体様を示していた。

行幸会はこの三角池の薦を刈って作った薦枕を宇佐の八幡宮に納める神事である。富来は「万葉集のなかにも『コモ』『マコモ』の語が用いられるもの十八例におよび、ある

いは沼沢・湿地の水田化に利用され(中略)ムシロとして、また食用としての利用(中略)など歴史時代におけるマコモの植栽とその実用とは」明白だという。そして「この神社文書にも『まこも刈』の神事が行なわれたことが記されて」いるのはそうした背景があつてのことであり、「旧暦六月に宇佐宮に勅使が参向するときに行なわれて」いたという。こうした真薦刈る神験の薦枕は、分間浦に臨む条里制水田を前提にした神事であつたと言つてよいであろう。

現在の三角池はあちこち切断され埋めたてられて形がくずれているが、第三図(前号の掲図)には古図の三角(三隅)の池に近い形に復元して示した。先程の大宇佐田説では、かつての山国川の支流に堤防がきずかれて三角池ができたというが、この池の三隅の形を見ると、あたかも三本の支流が合流する所で塞き止められたといった形になっている。とすると第三図からも判るように、三隅形のこの三本の支流が一本に合流して流れくだる先に田尻の砂嘴が位置していたことになり、その河口が砂嘴の尖端に開いていたことになる。田尻の砂嘴がこうして出来たのだとすれば、分間浦の湾入部もこれによって形成されたことになるから、三角池はいわばこの分間浦形成のヘソであつたわけであり、それはつまり大宇佐田の水田地帯形成のヘソでもあつたわけである。三角池が大貞の薦八幡の内宮として神体を擁し、

宇佐八幡祭祀の中核的地位を占めた理由もそこにあったと考えられる。

このように、遣新羅使船が恐怖の一夜を経て後、憩いの場を求めてやっと停泊した豊前の分間浦は、八幡神が行幸会と放生会を展開する神格構造の、心臓部ともいふべき所だったのである。したがって、そのまったただ中へ入って行った遣新羅使船の悽愴の姿には、八幡信仰に根差した演出を感じずにはいられない。

その八幡神話で必ず語られるのが放生会の起源説話である。それは、隼人が反乱を起こしたとき八幡大神が朝廷に協力して養老四年に討伐に参加し多くの殺生をしたため、放生をせよとの大神の託宣によって始まったのだという。

このとき討伐軍の大將軍に任命されたのが大伴旅人であり〔続紀〕養老四年二月廿九日、征夷將軍として豊前の軍団を率い八幡神を請じて参戦したのが豊前国守の宇努首男人である〔政事要略〕『託宣集』。『託宣集』（靈卷五）によると、宇努首男人はこのとき八幡神の神輿を造り、女祢宜の辛嶋勝波豆米を八幡神の御杖人として参戦している。それだけに万葉集卷六の神龜五年の条、つまり大宰帥の大伴旅人と大貳の小野老、および豊前国守の宇努首人の三人が、神功皇后を祀る香椎廟に奉拝し香椎浦で歌を唱和しているのが注目される（6・九五七―九六〇）。なぜなら、豊前国

守として八幡神を請じる力をもち、大伴旅人と香椎廟で歌を唱和したこの宇努首男人は、『姓氏録』（大和国諸蕃）に、「宇奴首。出自百濟国君男、弥奈曾富、意弥一也。」とあるように、百濟系氏族であったからである。おそらく宇努首人は、使人等歌の成立になんらかの役割を果たしていたものと考えられる。

すでに拙著で使人等歌の制作スタッフの一人と推定した阿倍虫麻呂は、『続紀』天平十七年九月廿日の条に八幡神の奉幣使に立ったことが記されている。また『東大寺要録』や『託宣集』によると、八幡神がはじめて官幣に預かったのは天平三年だが、『宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起』にはそのときの奉幣使について、「私曰、使、安倍朝臣虫麻呂也。」と注記されている。使人等歌の制作者の一人と推定される阿倍虫麻呂が、八幡神の奉幣使として一度ならず二度までも八幡宮に通っていることは注目されてよい。豊前国守として八幡神の深部にまで関わった宇努首人が、大伴旅人と香椎廟で万葉歌を唱和していることとも考え合わせると、八幡信仰をベースにした使人等歌の発想には十分注意を払う必要がある。

5 倉無浜の娘子と粟島

分間浦の大家郷に八幡系の海神を祀る竜王社が鎮座する。

中野幡能によると下毛郡・上毛郡の族神を統合していったのがこの竜王社で、その根拠地が大貞の薦社であったとい⁽¹¹⁾う。この大家郷で気になるのが万葉歌の次の題詞である。

豊前国娘子大宅女歌一首 未審姓氏(4・七〇九)

豊前国娘子月歌一首 娘子字曰大宅、姓氏未詳也

(6・九八四)

この豊前の娘子の大宅女は一般に遊行女婦・遊女と解されているが、中野は「大神宅女⁽¹²⁾か」とする。大神宅女は八幡神の祝部(統紀)である。だが、万葉の題詞と注は、姓氏未詳で字が大宅^{あまな}または大宅女^{あまな}というのだから、下毛郡大家の郷の娘子とみるのが自然だろう。それは、前述の大家郷を本拠とする大屋勝氏の娘子であったかもしれないし、大家郷竜王社の祝女であったかもしれない。

ここで注目されるのは、すでに拙著で使人等歌の制作者と推定した阿倍虫麻呂と坂上郎女の二人が天平五年に月歌(6・九八〇)〜九八三)を唱和し、次いで豊前国娘子のこの大宅女が同じ月歌(6・九八四)でそれに唱和していることである。阿倍虫麻呂・坂上郎女・大宅女らによる天平5年のこの月の唱和歌から判断すると、豊前国下毛郡分間浦の大家の娘子大宅女は、使人等歌の制作に関与していた可能性がかなり大きいと言わねばならぬであろう。

この大家郷竜王社のある竜王浜が倉無浜だといふ。「管内

志」豊前之七は万葉歌(9・一七二〇)をあげて、「(和爾雅)に豊前国倉無浜、(扶桑紀勝)に豊前国倉無、浜は中津川龍王、浜なり。(中略)此外、近世の歌書どもに皆、倉無、浜豊前とするせり(中略)俗に龍王、浜と云。古松多く立ならびて、東、方、分間、崎につゞきて、めでたき浜辺なり。」と、倉無浜の所在を考証しその美景を描いている。

吾妹子が赤裳ひづちて植ゑし田を刈りて蔵めむ倉無の浜 (9・一七二〇)

百伝ふ八十の鳴廻を漕ぎ来れど粟の小嶋は見れど飽かぬかも(9・一七二一)

右二首、或云柿本朝臣人麻呂作。

この万葉歌二首は同時の作らしい。前歌の倉無浜は「管内志」の指摘の通り豊前の浜であることに異論はなく、また後歌の「八十の鳴廻」は豊前に漂流した使人等歌第五部でも「海原の八十嶋の上ゆ」(三六五一)と歌われていてその視界の景には共通性が認められるから、前歌の倉無の浜と後歌の粟の小嶋の二首は、豊前の浜での稲と粟とを対にした同時の作と見てよいであろう。「延喜式」(卷三十一・宮内省)に、「凡新嘗祭所、供官田、稻及粟(中略)卜定、進^ニ稻粟一^ニ国郡上。」とあるように、新嘗祭には供進すべき稲と粟の官田が卜定された。農作物の主流が粟から稲に移っても、祭儀では稲と粟は同等の価値をもって供進されたのである。

そうした神事のイメージを背景にした水田の稲と小島の粟とを一对にしているだけに、この二首には十分に注意する必要がある。

前歌一七一〇が豊前の倉無浜であれば、大家郷の娘子が赤裳を濡らして田植えをする豊かな風景となり、分間浦に臨む糸里制水田の広がりがあるに重なる。したがって、この歌の表現になぜへ田を刈って蔵める倉が無いといった地名の掛詞表現を必要としたのか、という問題を等閑にすべきではない。前引の『雄略紀』十五年の条に秦酒が秦の民を率いて庸調の絹や縑を朝廷に充積する話が記されていたが、その記事につづけて『古語拾遺』の方には、大蔵を立てて秦氏にその物の出納を管理させたとある。これは秦氏族に「秦、大蔵、造」(斉明紀四年十月)や「秦、長蔵、連」(『姓氏録』左京諸蕃上)といった氏姓があることも符合する。あるいは、前歌一七一〇の「蔵めむ倉無の浜」の掛詞表現には、斎蔵や内蔵・大蔵など管理した秦氏族がユ―モラスに表現されていたのかもしれない。その掛詞表現の笑いの明るさが、秦氏の支配する豊前の豊かさを表現する。

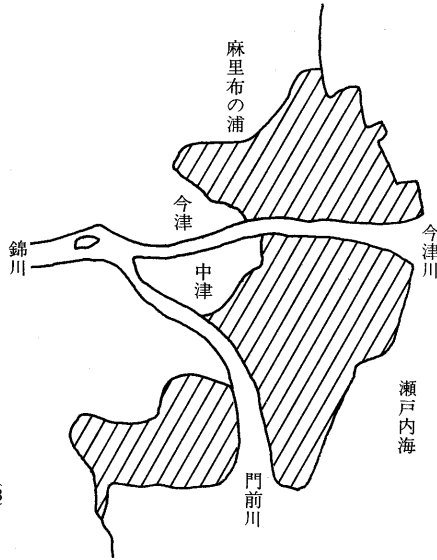
とすれば、後歌一七一〇の粟の小嶋もその秦氏族の豊かさをイメージした表現となろう。したがってこの粟の小嶋は倉無浜に近い小嶋でなければならない。粟嶋は全国各地

にあつて特定し難いが、倉無浜に近いとなれば第三(前号掲出)の小祝嶋しかない。山国川河口デルタのこの小祝嶋について『豊前志』七之巻は、「古表社の伝記には、古くは蓬が島と云ひよし見えたり。」という。「蓬が島」は蓬萊島・蓬萊山のことだから、それは不老不死の常世郷である。小祝嶋が往古こう呼ばれていたということは、よほど美しい島だったのだろう。

『伯耆国風土記』逸文(『日本紀』卷七)には、「有粟嶋」。少日子命時、粟(中略)即載、粟彈、渡常世国。故云、粟嶋也。」とある。少彦名命が粟を蒔き、実ったその粟に載って常世国に弾かれて渡ったので粟嶋と名が付いたという。『神代紀』上(第八段一書第六)にも、この粟神と考えられる少彦名命が粟嶋から常世国に行つたと同じことを記す。粟嶋は美しい島であり常世国へ通じる豊かな粟の島であった。とすると、往古「蓬が島」と賞された小祝嶋も、万葉の時代には粟島と呼ばれた常世国に通じる美しい小嶋だったのではないか。

そうするとここで当然、使人等歌第四部の周防国玖珂郡麻里布浦の唱和八首が想い浮ぼう。その前半四首(三六三〇―三六三三)には――①麻里布浦・②粟嶋・③麻里布浦・④粟嶋――というように交互に歌われているから、この周防国の粟嶋は麻里布浦の近くにあつたのだろう。麻里布浦は岩国市の

錦川河口付近ではないかと言われている。第四図がそれである。



【第四図】

図の斜線部分は江戸時代に干拓された所だから、今それ(13)を除くと当時の地形に近くなる。その自然地理的地形といい、今津・中津の地名が示す人文地理的条件といい、豊前の山国川河口によく似ていることがわらう。山国川河口デルタの小祝島のように、周防の麻里布浦で歌われた粟島は錦川河口デルタの中津の小島の名だったのではないか。麻里布浦の前半四首はこう歌われている——①「見れど飽かぬ麻里布の浦」、②「いつしかも見むと思ひし粟嶋」、③

「浜清き麻里布の浦」、④「粟嶋は逢はじと思ふ妹にあれや」——それは切実に見たいと恋う美しい周防の麻里布浦であり粟島なのであった。豊前の倉無浜で「粟の小嶋は見れど飽かぬかも」(二七二)と歌ったのと同じ粟島の美しさである。

そこでこの使人等歌で歌われた周防国の麻里布浦八首の前半四首と、豊前国の分間浦八首の前半四首とを比べてみると、左表のように奇妙な類似に気づく。周防から豊前への漂流がこのように対応していたということは偶然ではあるまい。使人等歌の制作者はおそらく、それをはっきり意識していたに違いないのである。

周防国		豊前国	
④	三六三三	吾が恋ひ渡る	三六四七
③	三六三二	宿りかせまし	三六四六
②	三六三一	外にや恋ひむ	三六四五
①	三六三〇	宿りせましを	三六四四
	麻里布浦・前半四首		分間浦・前半四首

延喜八年の周防国玖珂郡玖珂郷戸籍を見ると、「秦人」の(14)氏名が圧倒的に多い。「姓氏録」(撰津国諸蕃)に「秦人。秦忌寸同祖。弓月王之後也。」とある。秦人は「応神紀」が語

る。前述の弓月王を祖とする百濟系で、秦氏の同族である。平野邦雄は周防国と豊前国が共に秦氏の集団居住地であり、共に有力な銅産地でもあったことを指摘している¹⁵⁾。

また豊前の下毛郡三光村西秣の長谷寺に銅造観音立像があつて、その台座に「壬歳次撰提格」の年記をもつ銘が刻まれていた。壬寅年は大宝二年と推定されている¹⁶⁾。その銘の内容から、「この像は周防国で秦氏の技術を使つてできたもの」であり、これが豊前の下毛郡に伝来したことは、豊前の秦氏を無視しては考えられないという¹⁷⁾。周防と豊前の秦氏の交流は、海を距てて親密に行われていたのだろう。

『景行紀』『仲哀紀』にも周芳沙麼(周防の佐波)から豊前に渡海する記事が見える。周防灘の海上交通は、案外容易に行われていたのかもしれない。それは遣新羅使船が周防の佐婆海中で遭難漂流し、豊前の浜に到る海のコースでもあつた。

平野は、秦氏が「常世神信仰の母体をなした」氏族であつたことと、「神功・応神・仁徳紀に常世国や長命伝説の記事が集中してみえる」ことを指摘している¹⁸⁾。この指摘に注目するのは、秦氏の集団居住地の周防と豊前の両方に、前述(推定)の通り常世国へ通じる粟島があつたこと、及びその常世・長命伝説の集中する『紀』の神功・応神・仁徳が八幡神とその族神を形成していたことによる。だからこ

そ、遣新羅使船は周防の粟島に恋い焦がれつつ麻里布浦を通過し、豊前の粟島に傷心を慰めつつ八幡神の内懐深く分間浦に停泊したのではなかつたか。

6 正史への八幡神の登場

八幡神が始めて官幣に預かつたのは『東大寺要録』の記事などから天平三年と言われている。だが八幡神が正史に始めて登場するのは、『統紀』天平九年の遣新羅使の事件においてなのである。二宮正彦は『令集解』(選敍令)の「養老七年十一月十六日大政官処分」の「八幡郡」の記事をあげて、八幡神がこの八幡郡から洩れているのは、「一地方社にすぎなかつた」からであり、天平九年まで八幡神が「まったく史上に現れないのも、ここに理由が存する」という¹⁹⁾。とすればますます、『統紀』のこの天平九年の条に八幡神が初登場する遣新羅使の記事が注目されなければならない。次にそれをあげてみる。

○二月十五日。「遣新羅使奏。新羅國失^{シテ}常礼^ヲ不^レ受^ケ使^ノ旨^一。」

○二月廿二日。「諸司奏^ニ意見^ノ表^ヲ。或^ハ言^ス。遣^{シテ}使^ヲ問^フ。其^ノ由^一。或^ハ言^ス。発^{シテ}兵^ヲ加^ヘ征^伐。」

○三月三日。「詔^{シテ}曰^ク。每^レ國^ノ令^メ造^リ釈^シ迦^レ仏^ノ像^一軀^ヲ挾^テ待^テ菩薩^二軀^一、兼^テ写^サ大^ニ般^ニ若^ニ經^一部^上。」

○三月廿八日。「遣新羅使副使正六位上大神宿祢三中等四
十人拜朝。」

○四月朔。「遣使於伊勢、神宮、大神、社、筑紫、住吉・
八幡、二社、及香椎、宮、奉幣以告新羅無礼
之状。」

省略したが右の記事の前には正月廿七日の条があつて、
遣新羅使大判官・少判官らが入京したこと、大使が対馬で
死没したこと、副使らが病のため入京できなかつたことが
記されている。右の三月廿八日の条は、その副使らが二箇
月おくれで入京し拜朝した記事である。さて、ここで先ず
注目されるのは、二月十五日に使人らが新羅国から無礼な
仕打ちを受けた旨の報告につづいて、次の廿二日には「新
羅にその理由を詰問せよ」へ兵を発して新羅を征伐せよと
いった反新羅感情をむき出しにした極論の出たことが記さ
れていることである。そして三月三日には病死者を多く出
した使人らのそのあまりにも大きな犠牲に対して、国ごと
に釈迦像と両脇侍像の造立および写経一部を命じている。
これが諸国の国分寺建立と総国分寺東大寺大仏造立につな
がって行くのであるから、この事件の大きさが判ろう。
こうして四月一日に国家の守護神に新羅の無礼の状が奉
告される。外国の脅威から国家を守護する神としてここに
八幡神が始めて正史上に登場するのである。ここに記され

た五神のうち伊勢と大神は朝廷の天つ神・国つ神だが、そ
れはまた住吉神と共に応神八幡神を支えた神々であり、香
椎の神功皇后は八幡の母神である。八幡神は奈良王朝を揺
がした遣新羅使の事件を契機として正史上に登場し、反新羅
の国家守護神の主役としてその存在を示すに至つたのであ
る。そして、使人等歌が制作された。

使人等歌において最初に登場する序奏部の歌主がなぜ秦
氏で、その道行を締括る第八部の歌主がなぜまた秦氏なの
か。遣新羅使船は秦氏の国の周防に恋い焦がれつつ、なぜ
秦氏の本拠である八幡神の豊前の内懐深く漂流して行つた
のか。そしてこの遣新羅使船が玄界灘へ漕ぎ出す最終地点
の第八部「肥前国松浦郡那嶋亭」の冒頭を秦氏が歌い起こ
したのにつづいて、その第五首で「足姫御船泊てけむ松
浦の海」(三二六八五)と、なぜ神功皇后の新羅征討へ思いを
馳せて歌つたのか。

八幡神はもともと百濟仏教と深い関係をもっていたと考
えられるが、この八幡神に親密に関わりそれを支えたのが
秦氏とその配下の部民集団である。仏教の公伝以前に豊前
には神仏習合の土壌が成熟していた。秦氏の帰化が百濟か
らの集団渡来という反新羅意識の強い型で「応神紀」に語
られたのは、応神八幡神の成立と無縁ではないだろう。だ
からそれは、神功皇后の新羅征討伝承のアクセントをます

ます強めて行くのであり、国家守護の神として八幡神は総国分寺東大仏と習合することにもなる。思えば『応神紀』の秦氏の祖の渡来伝承記事は、神仏習合八幡のこうした国家守護の神格構造の核となる部分を、結果的に語ってくれていたわけである。

遣新羅使の事件がこうしたバック・グラウンドをもつていたとすれば、坂上郎女の賀茂神社奉拝にも注意を払う必要がある。すでに拙著で述べたように、使人等歌の序奏部(二)の臨発之時作歌三首は作品の中で重要な役割を担っている章だが、特にその結び歌の「大伴の御津に船乗り漕ぎ出てはいづれの嶋に廬せむ吾」(三五九三)が使人等歌の主題を暗示した要を成す歌であり、しかもその類歌を坂上郎女が次のように詠んでいるからである。

夏四月、大伴坂上郎女、奉_レ拜_二賀茂神社_一之時、便超_二相坂山_一、望_二見近江海_一、而晚頭還来作歌一首

(6・1017)

これは天平九年四月坂上郎女が賀茂神社に奉拝した折に詠んだ歌である。これに注目するのは、先程の『続紀』四月一日に新羅無礼の状が八幡系統の神々に奉告され、つづいてその同じ四月から藤原房前を筆頭に藤原四兄弟を呑み込んだ死亡記事が累々と九月までつづいているからである。

その同じ四月に坂上郎女が賀茂神社にはるばる出掛けて奉拝しているのは、ただごとではない。

『本朝月令』所引『秦氏本系帳』に、秦氏の女子が葛野川(桂川)で一本の矢を拾い上げたことから懐妊し雷神の男子を生む話が出ており、つづいて「故、鴨上社号_二別雷神_一。鴨下社号_二御祖神_一也。戸上矢者松尾大明神是也。是以秦氏奉_レ祭_三所大明神_一。而鴨氏人為_二秦氏之髡_一也。秦氏為_二愛髡_一、以_二鴨祭_一讓与_之。故今鴨氏為_二称宜_一奉_レ祭。此其縁也。」とある。秦氏は鴨(賀茂)の上下社と松尾社の三所を奉祭する氏族だが、鴨氏の人を秦氏の髡にして今はその愛髡の鴨氏に奉祭させているのである。前述の松尾社と月読社も、秦氏と吉岐氏の婚姻関係によって祭祀していたから、同様に秦氏と鴨氏も婚姻関係によって賀茂神社を祭祀していたのだろう。鴨川と桂川に挟まれた京都盆地は、秦氏の技術によって開拓された地だったからである。

とすれば、坂上郎女が天平九年四月に賀茂神社を奉拝し、使人等歌の類歌をその折に詠んでいることは、時が時だけに注目に値しよう。しかもその坂上郎女は拙著で使人等歌の制作者の一人と推定した歌人でもある。したがってそれは、反新羅を背景とした秦氏に関わる奉拝だったのでないかということをおぼやかす。あるいはこの遣新羅使事件で秦氏は多くの犠牲者を出していたことも考えられる。この

後、秦氏は藤原四兄弟の房前や宇合らの子孫と婚姻関係を結んで行くのも、この事件とのならんかの関わりが両氏族の意識のどこかにあったのかもしれない。

とにかく使人等歌は、八幡やはたの神の地平で発想された多くの犠牲者に対する壮大な招魂歌であり鎮魂歌であったと見てよいであろう。天平八年の使人らの新羅行を考える場合、先ず「赤斑瘡」と後に命名された焼くがごとき高熱と激しい血痢・吐血・鼻血・咳嗽・嘔逆を伴う最も苛酷な天然痘(天平九年六月廿六日付大政官符)²¹に襲われたことが、そのペースにならなければならぬ。それは、凄惨を極めた多くの犠牲者の呻吟する修羅場をくぐり、新羅では無礼な仕打ちまで受けた、なんとも惨絶としか言いようのない使人たちだったのである。年明けて天平九年一月、大使と副使を欠いたまま大判官以下使人らがやつの思いで入京し、おかれて三月に副使以下病人らが惨憺たる状態で入京すると、平城京はたちまち天然痘の猛威に曝されて奈良王朝は壊滅的な打撃を受ける。遣新羅使の惨状がそのまま平城京の惨状へと拡大し、そこに「新羅無礼之状」がそっくり重ね合わされて、文字通りの反新羅感情の修羅場の風景を現出させた。国家鎮護の応神八幡神はこうして正史に登場したのである。

そして、それは諸国の国分寺建立へと動き出し、総国分

寺東大寺の盧舎那仏造立へと突き進んで行くのである。その造仏長官(金光明寺造物所解)²²として東大寺大仏造立事業を統轄したのが、白村江の戦に敗れて百済から亡命した国骨富の孫にあたる国君麻呂(國中・公麻呂)であり、またこの大仏造立が塗金の不足から困難をきたしたとき、日本では産出しないと思われていた黄金が陸奥国から産出して聖武帝以下を驚喜させたのが、陸奥国守の百済王敬福であった。その功によって天平勝宝元年四月東大寺に行幸した聖武帝から国君麻呂は従五位上を授けられ、百済王敬福は従五位上から一氣に従三位に躍進する(続紀)。共に百済系の君麻呂と敬福が大仏造立の実現にこのように大きな役割を演じたのは、単なる偶然ではあるまい。

とすると、東大寺の前身である金鐘寺から金光明寺にわたって東大寺の開基に尽くした良弁も、百済系の人だったのではないか。良弁の出自について、『元亨釈書』巻第二は「姓百済氏」とするが、『本朝高僧伝』巻第四は「姓浅(漆)部氏。或曰、百済氏。」また『東大寺要録』巻第一は「涑(漆)部氏」とする。このように二説あるのだが、おそらく良弁の俗姓は百済氏であったと思われる。百済系の君麻呂や敬福と同じように、良弁も百済系の人だったと考えられるからである。

こうして『続紀』天平勝宝元年十一月十九日の条に、豊

前の「八幡^ノ大神託宣^{シテ}向^レ京^ニ」となり、同十二月十八日に豊前から入京した八幡神の称宜尼が「拜^ス東大寺^ヲ」となつて、豊前の八幡大神と東大寺の盧舎那大仏の壮大な神仏習合が完成する。すでに拙著で考察したように、光明皇后と橘諸兄によつて発企され、阿倍虫麻呂・坂上郎女・大伴家持・大伴三申らによつて制作されたと推定される遣新羅使人等歌の壮大な魂鎮めの発願は、ここによくその長い氣息の総体が終熄したと言えるのかもしれない。

なお、摺筆にあつて若干付記しておきたいことがある。それは王朝の起源に関わる問題についてである。井上光貞はそれまでの諸説を整理吟味して、「応神は九州におこつた豪族ではなかつたか」といい、「応神こそ、その实在の確實な最古の天皇」であり、「新王朝の始祖ではあるまいか」という。⁽²⁴⁾これを承けて直木孝次郎は諸説を克明に批判して、記紀所伝の仲哀以前は「後代の付加であること」、そしておそらくは、応神から「天皇家と朝廷の歴史を語りはじめの古い所伝があつたこと」を想定している。⁽²⁵⁾また岡田精司は、難波津を祭場として西に向かつて行われた代々の天皇の八十鳴祭は、鎮魂祭との類似などから、「治世の初めに當つて新帝の（中略）資格を呪術的に保証しようとしたもの」と推定し、さらに直木はそれを「八十鳴祭とともに新しい王朝がはじまつたと考へるべきであろう」と説いた。⁽²⁷⁾すでに拙

著で考察した通り、使人等歌はその全篇にわたつて鳴々に重要な意味を付与しており、鳴々にこだわりつづけて展開しているだけに、この八十鳴祭が大変気になるのである。八十鳴祭は八十鳴神の祭だからである。

九州に起こつた豪族が瀬戸内海の八十鳴を渡つて難波津に至り、河内に応神王朝を立ててから、大和に入つて天皇朝の歴史を作つて行つたのだとすれば、国家鎮護の神として応神八幡神がなぜ形成されたのかという問題も理解が可能になるし、使人等歌を制作した国家鎮護の情念も、この応神八幡信仰をベースにすれば理解しやすくなる。だからそれは、応神八幡大神と総国分寺盧舎那大仏との神仏習合を実現させる、壮大な情念にまで発展して行つたのだと思ふ。

〈注〉

- 1 『中津市史』上代史第二章第二節「八幡宮創祀と三角池」。
- 2 岡為造「宇佐行幸会」「宇佐史研究」一二七号。
- 3 『中津市史』（注1）の条。
- 4 『中津市史』「竜王社」の条（二三七頁）。
- 5 中野幡能「八幡信仰史の研究」第一部第五章第二節（三）「放生会の変遷」。
- 6 宮地直一・福山敏男「神社古図集」一一九四（宇佐放生会

之次第)。

- 7 『全国遺跡地図・大分県』
- 8 折口信夫全集第十七卷「神楽(その一)」に、「かぐらは多くの神遊びの中、恐らく八幡系統の神遊びであった。」との仮説を立て、同全集ノート編第五卷(三)でそれを具体的に論証している。同全集第三卷「偶人信仰の民俗化並びに伝説化せる道」にも論がある。
- 9 中野幡能(注5)の第三節「行幸会—真薦神験の更新—」。
- 10 富米隆「先史社会における水田経営とマコモと」『大分県地方史』26号。
- 11 中野幡能(注5)の第一章第一節の六。
- 12 中野幡能『宇佐神宮史』(史料篇・卷一)一八四頁。
- 13 『角川地名大辞典・山口県』「主要干拓地区V」。
- 14 『平安遺文』古文書篇第一卷所収。
- 15 平野邦雄「秦氏の研究(一)(二)—その文明的特徴をめぐって—」『史学雑誌』70の3・4。
- 16 『中津市史』二二五頁。
- 17 右に同じ。
- 18 平野邦雄(注15)の論文。
- 19 二宮正彦「八幡大神の創祀について」『続日本紀研究』9の4〜6。
- 20 拙著『万葉集卷十五の研究—連作歌卷論—』五六〇・五六一頁。
- 21 『類聚符宣抄』第三、所収。
- 22 天平十八年十一月一日付と同十九年正月八日付の金光明寺造物所解に「造仏長官外従五位下国」とある。『大日本古文书』卷九、および『寧楽遺文』下巻所収の正倉院文书。
- 23 拙著(注20)の第三編第三章IV「鎮魂劇の背景と光明皇后をめぐるその制作圏」。
- 24 井上光貞『日本国家の起源』四の3「応神朝という時代」。
- 25 直木孝次郎『日本古代の氏族と天皇』IIの三「応神王朝論序説」。
- 26 岡田精司『古代王権の祭祀と神話』第一部第二「即位儀礼としての八十嶋祭」。
- 27 直木孝次郎(注25)に同じ。